

平成27年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成27年6月2日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 報告第 1号 平成26年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報告第 2号 平成26年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 5 承認第 1号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 2号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 7 承認第 3号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 8 承認第 4号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 9 承認第 5号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第10 承認第 6号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について
- 第11 議案第37号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第12 議案第38号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第13 議案第39号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第14 議案第40号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第15 議案第41号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第16 議案第42号 永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定について

第17 議案第43号 永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第44号 指定管理者の指定について

第19 議案第45号 小型除雪車（ロータリー）1.5m級の取得について

第20 議案第46号 小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 上坂久則君 |
| 2番 | 滝波登喜男君 |
| 3番 | 長谷川治人君 |
| 4番 | 朝井征一郎君 |
| 6番 | 江守勲君 |
| 7番 | 小畑傳君 |
| 8番 | 上田誠君 |
| 9番 | 金元直栄君 |
| 10番 | 樂間薫君 |
| 11番 | 齋藤則男君 |
| 12番 | 伊藤博夫君 |
| 13番 | 奥野正司君 |
| 14番 | 中村勘太郎君 |
| 15番 | 川治孝行君 |
| 16番 | 長岡千恵子君 |
| 17番 | 多田憲治君 |
| 18番 | 川崎直文君 |

4 欠席議員（1名）

5番 酒井 要 君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教 育	長	宮崎義幸君
消 防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	太喜雅美君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農 林 課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	清水昭博君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顯浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	佐々木利夫君
書	記	朝日清智君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る5月26日、町長より平成27年第2回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開催できますこと心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていただきますこと、まことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は、傍聴心得を熟読されまして、ご協力よろしくお願い申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策として、県、国で取り組みを実施しているクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課の課長の出席を求めてあります。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成27年第2回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、金元君、10番、樂間君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、6月2日より6月18日までの17日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、6月2日より6月18日までの17日間と決定しました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案について提案理由の説明を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 平成27年第2回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

若葉が初夏の日差しにまぶしく輝き、木々を渡る風にも初夏の気配を感じる季節となりました。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。第2回定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多忙の中ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国は、地方創生を重要政策課題と掲げ、地方での雇用創出、地方への移住の促進、若い世代の結婚・出産・子育て支援、地域特性に即した地域づくりなどの施策により、人口減少と東京一極集中の克服を打ち出しております。

本町におきましても、この目標を達成するためのマスタープランとなる地方版総合戦略を策定するために、5月25日に、町民、議会、産業界、大学、金融機関、町外有識者などを交えた18名で構成する永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を立ち上げました。戦略は本年度から5年計画で、10月末までに戦略をつくった自治体には新交付金が上乘せされることから、月に1回以上の開催を予定し、幅広い分野からの意見を募り戦略策定に生かしていきたいと思っております。

次に、町民の皆様が安心、安全に暮らすための取り組みとしまして、4月21日に永平寺町自主防災組織地区リーダー委嘱式を開催いたしました。

国土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守ることが、行政上最も重要な施策の一つであります。しかしながら、一たび大規模な災害が発生したとき、災害の拡大を防ぐためには、行政の対応(公助)だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられます。自分の身を自分の努力によって守る(自助)とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、お互い協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むこと(共助)

が必要であります。自助、共助、公助が機能的につながることにより、被害の軽減を図ることができると思います。

特に地域での協力し合う体制や隣保共助活動は自主防災組織が担うべき活動でありますので、災害に強い永平寺町を目指す上で、町は地区リーダーの皆様と一緒に防災力の向上強化に努めてまいります。

次に、ふるさと納税での取り組みについて申し上げます。

ふるさと納税制度が開始された平成20年から、寄附に対する町の謝礼品は町の広報紙など啓発品が中心でありました。寄附金の伸び悩みもあることから、全国各地で地元特産品などを返礼品として送ることにより寄附件数がふえている現状を踏まえ、本町も9月ごろから地元特産品を返礼品とすることにしました。

先日、町商工会とJA吉田郡と打ち合わせを行い、両者が提供できる地元で生産されたふるさと産品を返礼品とし、寄附金の増額と本町のPRに役立てたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、新消防庁舎建設事業、消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備事業、小・中学校施設空調設置事業ほか16事業の繰り越しをいたしますので、事業に対する金額や財源等について報告をするものであります。

平成26年上水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、松岡上吉野地区配水池建設事業について繰り越しをいたしますので、同様に報告するものであります。

次に、平成26年度一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、総額2億257万3,000円の増額となっており、特別交付税や国庫支出金、県支出金の額の確定による歳入の補正と、それに伴う財源組み替えや財政調整基金への積み立て等の歳出の補正を行いました。

平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算は、基金積立金利子の増額分を財政調整基金に積み立てを行うものであります。

平成26年度介護保険特別会計補正予算は、介護システム改修費の国庫補助金が交付されたことにより財源の組み替えを行うものです。

永平寺町税条例の改正については、ふるさと納税控除額の拡充や軽自動車税の軽減税率の導入について、また国民健康保険税条例の改正については、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ等の改正をする必要が生じたため、補正予算の専

決とあわせて3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

そのほか、町有施設により物損事故において、示談が成立し損害賠償の額が確定したことにより専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

平成27年度補正予算につきましては、一般会計の補正予算において、総務費では、防災行政無線情報をケーブルテレビに表示するためのシステム改修委託料や、ふるさと創造プロジェクト事業の誘客・イベント拠点施設の事業用地購入費、地区のコミュニティ会館の整備に係る補助金等を計上しております。

民生費では、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設を整備するための補助金を計上したほか、商工費では、永平寺町地域再生計画を作成するための業務委託料、土木費では、中部縦貫自動車道永平寺インターチェンジのフル規格化に伴う工事費及びインターチェンジ整備測量設計業務委託料、道の駅整備に伴う地域振興施設運営に必要となる備品購入費を計上しております。

教育費では、松岡小学校体育館の非構造部材耐震化事業が国の補助対象事業となりましたので工事費等を計上したほか、消防費では、消防団員の公務災害防止の観点から、火災現場活動時の安全確保のため防火衣及び防火帽の購入を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は2億483万5,000円となった次第です。これらの歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、全国防災事業債、繰越金等を増額しております。

次に、介護保険特別会計を含む3つの特別会計と上水道事業会計の補正予算について申し上げます。

介護保険特別会計補正予算では、歳出で、平成26年度の実績に基づく精算により交付額の超過が発生しましたので、その返還分2,674万1,000円を増額し、歳入では、繰越金を増額しております。

下水道事業特別会計補正予算では、歳出で、中央浄化センターの汚水処理設備の回転円板装置に異常が発見されたため修繕料343万5,000円を増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を増額しております。

農業集落排水事業特別会計補正予算では、歳出で、県が施工する南河内川河川改修に伴う大月橋かけかえ工事に伴う仮設橋に仮設の下水道管を布設するための工事費315万9,000円を増額し、歳入では、県の工事補償金として繰入金

を増額しております。

上水道事業会計補正予算では、歳出で、農業集落排水事業同様、大月橋のかけかえ工事に伴い仮設の水道管を布設するため、積算業務委託料及び工事費 289万4,000円を増額し、歳入では、県の工事補償金として受託工事収益を増額しております。

次に、条例の制定及び一部改正について申し上げます。

まず、道の駅設置及び管理に関する条例につきましては、道路利用者へ良好な休憩場の提供や地域情報の発信による交流の促進及び地域振興を図るために道の駅を設置するための条例として制定するほか、永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、題名の改正と大学生等の入団促進を図るため、文言の追加等の改正を行うものとなっております。

そのほか、永平寺町道の駅の指定管理者の指定や、小型除雪車、小型動力ポンプ自動車、救助資機材積載車の取得につきまして、地方自治法及び条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 報告第1号 平成26年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、報告第1号、平成26年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題とします。

報告を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） ただいま上程されました報告第1号、平成26年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

初めに、款2総務費、コミュニティバス再編検討事業342万3,000円及び、1つ飛びまして、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業1,038万3,000円から永平寺町PR事業400万円までの5事業は、国の補正予算による地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型交付金事業として前倒しにより予算化いたしました。が、年度内に実施できないことから繰り越しさせていただいたものであります。

また、永平寺支所耐震補強事業3,250万円は、サーバー室の機器の移動、天井裏配管の移動に時間を要したため、年度内に完成できないことから繰り越しさせていただいたものであります。

次に、款3民生費、プレミアム商品券割引クーポン券発行事業83万4,000円及び款7商工費、プレミアム商品券発行事業4,100万円、ポイントカード消費拡大キャンペーン事業900万円は、地域住民生活等緊急支援交付金の地域消費喚起・生活支援型交付金事業として前倒しにより予算化しましたが、年度内に実施できないことから繰り越しさせていただいたものであります。

また、観光まちなみ魅力アップ事業975万円は、町道整備と県が実施する護岸改修工事に一体性を持たせ魅力ある散策環境を整えるため、事業メニューの追加や計画の一部変更作業に日数を要したことにより、年度内に完成できないことから繰り越しさせていただいたものであります。

また、県外観光誘客事業401万円及び外国人観光誘客事業565万円は、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型交付金事業として前倒しにより予算化しましたが、年度内に実施できないことから繰り越しさせていただいたものであります。

次に、款8土木費、道の駅整備事業438万7,000円は、町と県による一体型の整備手法により実施するため、県が発注した造成工事の繰り越しに伴い、町の事業費を繰り越しさせていただいたものであります。

また、松岡公園整備事業1,600万円は、全体事業計画の見直しに伴い、整備内容の変更作業に日数を要したことにより、年度内に完成できないことから繰り越しさせていただいたものであります。

次に、款9消防費、新消防庁舎建設事業1億9,736万4,000円及び消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター総合整備事業1億8,436万8,000円は、入札の不調及び不落により議会の議決が12月中旬となったことから事業着手がおくれ、平成26年度分工事が年度内に完了できないことから繰り

越しさせていただいたものであります。

次に、款10教育費、小学校施設空調設置事業2億786万1,000円及び中学校施設空調設置事業8,984万6,000円は、受変電設備工事におけるキュービクル製作に相当の期間を要し、年度内に調達ができないことから繰り越しさせていただいたものであります。

また、体育館非構造部材耐震化事業7,022万9,000円は、平成27年2月に国の事業採択を受け予算化しましたが、年度内に完成できないことから繰り越しさせていただいたものであります。

また、上志比西プール境界復元業務57万円は、底地を事主に返還するための測量業務委託料を予算化しましたが、地主との協議がまとまらず、年度内に完了できないことから繰り越しさせていただいたものであります。

繰越額は、20事業8億9,993万8,000円でございます。財源につきましては、国県支出金が1億2,664万8,000円、地方債が7億1,760万円、一般財源は5,569万円でございます。

以上、平成26年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成26年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第4 報告第2号 平成26年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、報告第2号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についての件を議題とします。

報告を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） ただいま上程されました報告第2号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきご報告を申し上げます。

議案書の4ページをお願いします。

款1資本的支出、松岡上吉野地区配水池建設事業5,915万6,000円は、

地元との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。財源につきましては、全額損益勘定留保資金でございます。

以上、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第2号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第5 承認第1号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第5、承認第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出で、財政調整基金へ2億3,457万4,000円を積み立てるほか、予防接種事業委託料を1,600万円減額するなど、補正予算の総額は2億257万3,000円となった次第です。

これらの財源となります歳入では、特別交付税の額の確定により1億7,693万3,000円を増額したほか、平成25年度からの純繰越金により措置をしております。

なお、専決日は平成27年3月31日にさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、承認第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成27年3月31日付で、地方自治法第17

9条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億257万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億4,245万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、8ページから9ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財産管理費、財政調整基金積立金2億3,457万4,000円につきましては、自主財源の確保と次年度以降の基金運用の適正化を図るため、財政調整基金への積立金を計上させていただきました。

次に、款3民生費、目4老人福祉費、介護保険会計事務費等繰出金134万4,000円の減額につきましては、介護保険システム改修費の国庫補助金交付による一般財源の減額によるものでございます。

同じく、項2児童福祉費、目3児童措置費、児童手当1,248万円の減額は、児童手当及び特例給付の支給対象者の減によるものでございます。

15ページをお願いします。

款4衛生費、目1保健衛生総務費、特定不妊治療費補助金90万4,000円は、特定不妊治療費の申請件数がふえたことにより増額分を計上するものでございます。

同じく、目2予防費、定期予防接種委託料1,600万円の減額は、子宮頸がん予防接種勧奨差し控えによる接種者の減等によるものでございます。

款8土木費、目3道路新設改良費、土地測量登記委託料及び中部縦貫自動車道関連用地取得費、合わせて318万6,000円の減額は、中部縦貫自動車道永平寺大野道路の2工区全体の事業計画の中で光明寺地係での国の事業計画が執行できなくなったことから減額するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、12ページをお願いします。

款9地方交付税、普通交付税416万8,000円は、平成26年度の国の補

正予算における普通交付税の増額に伴い、調整復活が行われたことから増額分を計上するものでございます。また、特別交付税1億7,693万3,000円につきましては、平成26年度の特別交付税額が確定いたしましたので増額分を追加するものでございます。

次に、款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金、児童手当負担金964万円の減及び款14県支出金、児童手当県負担金158万2,000円の減につきましては、支給対象者の減に伴い、平成26年度の児童手当負担金の額が確定しましたので減額をするものでございます。

次に、款14県支出金、目2民生費県補助金、訪問系サービス支援事業補助金413万7,000円につきましては、障がい者福祉サービスの国庫補助上限額超過分について県補助金の追加交付がなされたことによるものでございます。

13ページをお願いします。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金7,000万円の減につきましては、一般財源が確保されたことから、自主財源の確保と次年度以降の基金運用の適正化を図るため、全額戻し入れをするものでございます。

款18繰越金、純繰越金9,713万5,000円につきましては、平成25年度からの純繰越金を予算化するものでございます。

款19諸収入、その他土木費雑入318万6,000円の減につきましては、平成26年度で予定しておりました国の事業計画が執行できなくなったことによるものでございます。

以上、承認第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この補正予算案を見ますと、いわゆる昨年度の決算に伴う最終調整だとは思いますが、ここで財政調整基金積立金が2億3,400万計上されています。

以前からも言ってきたんですが、今回は国の補正予算もあって緊急経済対策みたいな形での補正もあったはずですが、そういう中で、いわゆる地域の経済状況を見渡している町としては、地域の経済対策ということでこういう金をやっぱり使

うということは考えないのか。特に今、基金残がかなりの金額になっています。28億円って言いましたっけ。そういう意味ではかなりの金額になってきていることもあるので、どの辺がということもこれまで質問をさせていただきました。こんなときは、どうそのお金を有効に使うのかということも考える必要がある。箱物をつくれればいいというわけでもないですよ。地域生活に必要な、住民の安全、安心に必要ないろんな小規模な公共事業に使うとかということも含めてですが、そのお考えはいかがでしょう。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 今回の補正で財調が2億余り積むということでございますが、これで財調の累積額としては約26億ということになるかと思えます。

議員ご指摘のこういったお金を地域経済対策等に使ったらどうかというようなことでございますけれども、まず第1点は、今取り組んでおります総合戦略等々、その中でも人が町に住むようになる、あるいは雇用を生むいろんな取り組みが必要となってくるかと思えます。そういう意味でそういった計画ができた上でということも考えるべきでありますし、以前お示ししました地域財政見通し等で、今後の見通しはそんなに明るいものではないというふうに認識をしておりますので、そういった意味でも財調につきましてはある程度、蓄えといいますか、そういったものが必要なというふうに考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 合併算定がなくなって、いわゆる合併算定ですか、縮小した形での交付税になればかなりの金額が、地方交付税が下がってくるというのは聞いています。ただ、それはそれとして、それはもうちょっと先の話なんです。

でも私が心配しているのは、今の地域経済の問題でいえば、例えば米価が暴落している。生産組合なんかでもかなり赤字を計上しているところもある。この状況を見ていくと、そんなに何年もそれがもつんだらうかということすら聞こえてくる状況があります。地域の中小企業も決していい状況ではないというふうな状況もありますので、僕は本当にどうしていくんかということをもっと戦略として町が考えるべきでないのか。だから、ある金全部、財調も含めてぼんぼんぼんぼん使ってしまうって言うわけじゃないですよ。基金残も3億4,000万でしたっけ、繰越金も積み上げてそうなるんで、かなり大きい繰越残になると思うんです。細かい数字ははっきりは見えてなかったんであれなんです、その辺はぜ

ひ考えていくべきではないのか。

特に本町は、ここしばらく大きい事業もちょっと目立つ関係もあって、そういう財政規模自体で見ると大きくなるんですが、本当に庶民の生活や中小企業の経営にも目をやるようなお金の使い方をやっぱりぜひ考えてほしいということだけ言っておきます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 承認第2号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第6、承認第2号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第2号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の18ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,104万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、19ページから20ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございまして、

この補正予算は、基金積立金利子の増額分4,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

なお、専決日は平成27年3月31日にさせていただきました。

以上、提案の理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第2号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 承認第3号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第7、承認第3号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第3号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の27ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、28ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

この補正予算は、介護システム改修費の国庫補助金が交付されたことによる財源の組み替えでございます。

なお、専決日は平成27年3月31日にさせていただきました。

以上、提案の理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 介護保険の……、介護保険やの？

○議長（川崎直文君） はい、そうです。

○9番（金元直栄君） ちょっとほかのことを考えてましたんで。申しわけない。

予算の説明のときにもちょっとお聞きしたんですが、システム改修ということ
で何のシステム改修に伴うものかという、内容が少しわかればお願いしたいのと。

あと、どうしても聞きたいのが、事務費繰り入れというのは、いわゆる基盤安
定みたいな形で行政からのいろんな繰り入れが決められています。その中に最初
からこの交付されてきた部分のシステム改修分が計算されてこの会計に繰り入れ
していたのか、もしくは、たまたまそういうのがあったからその部分だけ交付が
あったからその分だけ事務費繰り入れから引くということなのか。そこも詳しく
説明いただければありがたいと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） ただいまのシステム改修の件でございますけれども、
今回、第6期介護保険計画が4月1日からスタートいたしました。これによりま
して介護報酬等の改定等がございます、いわゆる今回のシステムの中には個人
の給付管理といったこともございます。今回の国庫補助につきましては、こうし
た介護報酬の改定に伴うシステム改修に必要経費という形で国から交付されたも
のでございます。

また、なぜこの金が事務費に充当、財源構成したかということでございますけ
れども、いわゆる介護保険システムにつきましては、永平寺町の場合、広域圏の
システムを使って動いてございます。このうちこれ以外の、年間約600万近く
だったと思いますけれども、その費用が介護保険システムのシステムメンテナ
ンス費用として当たってございます。今回の国庫補助につきましては、こうした費
用に、いわゆる介護報酬改定もございまして、また介護保険料の改定もございま
した。こういったものに使えるというふうな補助金でございますので、今回この
充当をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 充当について別に悪いと言ってるわけじゃないです。

ただ、事務費繰り入れというのは毎年大体同じような金額でしているわけなんです。その部分が、ある意味、国のそういう繰り入れがあったから行政の義務的経費を軽くするというんでは会計の趣旨に合わないんでないか。本来でいったら、そこが入ってくれば、いわゆる会計の金になるというのが普通でないかと。行政が責任持ってその改修をしているわけじゃないんで。

会計はそれなりの金が今ありますけれども、それは町民のいわゆる介護保険税の、行政はどう見るか知らんけど、私は取り過ぎがため込みにもつながっていると思うんですね。そういうことがあるからこういうお金を補助があったから引き上げてしまうというのは、会計の趣旨上おかしくないかということなんです、言ってる意味わかりますか？

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 介護保険特別会計におきましては、基本的に給付費等につきましては一般会計からの繰り入れを行ってございます。ただ、いわゆる総務費、例えば介護認定審査会に係る経費といった経費、またこうしたシステムのメンテナンスの経費といったものについては、全て町からの一般会計の繰入金によって賄われているというものでございます。

今回、例えば国庫補助がこの金額入ってきたものを、極端な話、準備基金の中に繰り入れられるかと申しますと、準備基金はあくまで介護保険料の残った分でございますので、その分と今回の国庫補助金を足して基金に積み立てるということはちょっとできないものになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 僕は基金に積みとは言ってません。会計上の余剰金、いわゆる剰余金、繰越金に計上されるべきではないか。そうしておかないと、国の改定なんかでいろんな負担のあることもあります。それを全て一般会計に繰り入れしなくてはならないと。例えば、以前は町の福祉事業でやっていた事業を今は介護保険で賄う、要するに横出し事業にすることで町の負担を減らすということをやってきた経過がありますから、そこらは十分考えてやるべきでないかな。それを一つの。もし何か反論あればね。僕はそう思っているんです。横

出し事業につけかえてきたのは、例えば介護タクシーとかそういういろんな支給、福祉事業でやっている部分もありますけれども、ここでやっている部分もあると。そこらを考えると、そういうところに使うお金にするのもいいんじゃないかなと私は思うんですが。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどの件ですけれども、一応今回のこの補助金につきましてはシステム改修費補助金ということになってございますので、あくまで目的を持った国庫補助と考えてございます。ですので、今回につきましてはシステム改修に充てさせていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 承認第4号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第8、承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、平成27年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

主な改正内容といたしましては、ふるさと納税の控除額の拡大や寄附金控除申告の簡素化のための改正、軽自動車税の環境性能に応じた軽減のための改正、旧3級品の紙巻きたばこに対する減額の特例措置を廃止する改正などです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたこと等に伴いまして永平寺町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

議案書の33ページをお願いいたします。

主な改正内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法でございますが、こちらの運用に向け、納付書及び納入書、申請書等に個人番号や法人番号の記載を義務づけるもので、条文中、第2条第3号、第2条第4号以下21の条文を改正したものでございます。平成28年1月1日から適用されるものでございます。

次に、身体障害者減免などの各種減免申請の申請期限を納期限の7日前とされていたものから納期限までと7日間延長するものでございます。

条文中、第51条第2項、第71条第2項、第89項第2項、第90条第2項、第90条第3項、第139条の3第2項の改正がこれらに当たるもので、平成27年4月1日から適用されるものでございます。

続きまして、平成27年度固定資産の評価がえに伴う改正でございますが、「平成24年度から平成26年度」となっている条文を「平成27年度から平成29年度」と改めるもので、条文中、附則第11条、附則第11条の2第1項、附則第11条の2第2項、附則第12条第1項から第5項、附則第13条、附則第15項第1項から第2項がこれに当たるもので、平成27年4月1日から適用されるものでございます。

議案書の35ページをお願いいたします。

附則第9条及び附則第9条の2でございますが、これはふるさと納税に伴う改正でございますが、これまで、ふるさと納税に伴う寄附金控除を受けるためには確定申告が義務づけられておりました。この改正によりまして、確定申告の必要のない給与所得者等につきまして確定申告の手続を簡素化するというような規定が追加されたもので、平成27年4月1日から適用されるものでございます。

なお、地方税法の改正によりまして、寄附金を受けられる上限を町県民税所得割の100分の10から100分の20に引き上げられることになりました。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。

附則第16条でございますが、平成27年4月1日以降に新規で取得した軽自動車税の環境性能に応じたグリーン化特例に関する規定を追加するものでございます。排ガス規制値及び燃費基準に応じまして3段階に分けて、四輪以上の軽自動車及び三輪の軽自動車の経過を図るもので、平成27年4月1日から適用されるものでございます。

同じく、議案書37ページ、最後の行をお願いします。

附則第16条の2でございますが、旧3級品の紙たばこ6品目につきまして、通常のたばこ税よりも税率を低くする特例措置が講じられていましたが、この特例措置を廃止するもので、平成28年4月1日から段階的に適用されるものでございます。

以上、簡単ではございますが、承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、膨大な条文が出てきていますけれども、私、何点かお聞きします。

1つは、番号法運用に伴う改正ということでマイナンバー制の導入に伴う問題が取り上げられていますけれども、マイナンバーの問題でいうと、きょうの報道でもあるように年金の情報が筒抜けになっている。マイナンバーはこれよりかひどくて、我々の健康の問題、いろんな、もっと拡大した情報を行政機関以外の民間の企業でも利用できるようなものにしようということを狙っているようだけれども、それだけ情報が集中するということは、いわゆるサイバー攻撃なんかもあるって言われてるんですね。そういう中で本当に自治体の準備も十分進んでい

ない中で進められていいのかということ、やっぱり自治体としてどう考えているのかを聞きたい。

2つ目は、グリーン化特例です。軽自動車の税金が上げられるというのは前に決められましたけれども、新車を買えられるお金のある人にだけ減税の特例があって、10年以上、13年ですか、以上乗っている、買いかえることのできない人たちには税金が、その年限を超えると1.何倍はすると。たしか5割ぐらい増税になるんでなかったかと思えますけれども、それらについての見直しがないというのはやっぱりおかしくないか。

3つ目は、たばこ税の特例措置の廃止です。私はたばこはのみませんし、たばこなんてないほうがいいと思っていますけれども、これも本当に、いわゆる昔から安いたばこをのんで、それでつましく楽しんでいるという人たちの、それはわかばとかエコーとかゴールデンバットというんですから、我々の世代からいうともう化石に近いのかなと思わなくてもないですが、そういうものについて引き上げられると、安いものだけ特例廃止して引き上げるというのは、これまた庶民いじめになっていないか。たばこについては、この何年間で何割上がるのかということもちょっと示してほしいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） マイナンバー制度に絡んでのご質問でございますけれども、まず本日の報道で、年金機構関係の125万人に上る情報の流出といったことが報道されているところでございますけれども、これは、私もきょうの報道内容を詳しくはまだ存じ上げていないところもございますけれども、例えば、メールの添付の文書を開いたことによりウイルスに感染したと、特に職員のこのセキュリティに対する、やはり非常に安易な行動がこういったものにつながっているというようなことも聞き及んでいるところでございます。

そういった点からも、こういった情報のセキュリティ管理、今後も、これは以前からも答弁もさせていただいているところでございますけれども、本庁の情報政策室ともしっかりと対応していかなければならないし、これはまたマイナンバー制度につきましては、やはりそういったことも含めてこのような事態が生じたことによる推移というのはしっかりと見ていかなければならないのかなと思っています。特に職員のセキュリティの管理の研修等も含めて、こういったものをしっかりとさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） グリーン化に伴います軽自動車税の13年を超えた重課の改定についてというようなご質問でございますけれども、議員さんおっしゃるとおり、物を大事にするということは非常に大事なことであろうかなという考えもある一方で、やはり経年された古い車両というのは燃焼効率も悪うございますし、また環境性能も新しい車に比べて劣ると。地球環境に対して非常に、何というか、よろしくないというような部分、あるいは燃費性能の部分で将来的に枯渇するであろうという石油燃料なんかを多く使うというようなことで、重課ということで我慢していただかなければならないのではないかなというようなことを考えているところでございます。

たばこ税の特例の廃止ということで、旧3級品のたばこについては安い金額で設定されていたところでございますけれども、やはり近年、住民の方の健康を行政の側として責任を持つというような部分も出てきていることから、そういうようなことも含めまして、今回、特例措置の廃止ということで実質的には値上げというような形になるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） マイナンバーの問題でいいますと、住基番号とは基本的に違いまして、今度その番号を利用するのは行政だけでなくるんですね。民間も利用するわけですね。でも、それはどこがちゃんとそういうセキュリティを管理するんですか。その責任がなくなってくるんでないか。ただ、国は、民間での、要するに個人が特定されなければ民間でのその利用も大いに結構ということを開議決定しているくらいですから、またそれは何をか言わんやと私は思います。私の情報を丸裸にされるのは、それは決して望みません。そのことだけ言っておきます。

それと、車の問題ですけど、例えば、いわゆる50ナンバーの車でも10年乗って4万キロとか、うちの軽トラなんか10年乗って2万キロ弱ですね。それでもやっぱり古いというんですかね。見た目は僕らみたいに大分ぼろになってきているんかも知らんですが、中身はちょっときらりとするのかなと思わんでもないですけども。そんなことにまで増税を持ち込んでおきながら、新しい車を減税するというのは、僕は何か、ちょっとそれだけでは割り切れんのがあるなと思っ

てます。

たばこの問題もそうです。かなりのあれで、激変緩和措置でも1,000本につき、来年4月から2,925円が平成30年4月からは4,000円。そのもとの数字があれでしょうから税金分が5割ぐらい引き上がってくるのかな。そういうことも思うと、それは本当にどうなのかなと思っているところです。

もし何か反論あれば、そういう立場で私は討論もしますが。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 先ほどのセキュリティにつきましては、これは個人の情報でございますので、当然守られるべきでございます。また、本当に目の前に差し迫ったマイナンバー制度、もう10月には付番が始まり、来年の1月には申請が始まるといった形の中で国の対応を。こういった課題、問題が出た以上は、やはりそういったものがしっかりと確保されて初めて施行されるべきであるというふうにも考えておりますので、国の情報あるいは周りの自治体の意見等も踏まえながらしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 軽自動車の環境性能につきましては年々向上しているということで走行距離等とは関係なく、やはり古い車については燃費あるいは環境性能について劣るというようなことで重課をお願いしたいというようなところでございます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この専決第5号ですが、地方税法等の一部を改正する法律が変わったことによる町の税条例の変更ですけれども、私はこの内容を見ている限り、例えばここで説明しようとして示されている内容を見る限りでは、マイナン

バー制度の運用に向けた取り組み、これは先ほどの質問でも言いましたように、本当に民間も利用する番号を国民に押しつけておいて、そのセキュリティの管理も危ういと言われる今の時代において、あえてその国民の情報をいろんなところで丸裸にされる条件があるのではないかとされる不安の中で強行するのは、私は問題だと思っています。

さらに、軽自動車税のグリーン化特例が、新しい車を買う人には税金が安くなると。例えば、僕はわからんですが、私は軽の四輪駆動に乗っています。やっぱりこういう雪の多い地方ですと二駆の軽でなかなか対応し切れない地域もあると思うんですよね。それらを一緒くたにしてグリーン特例をやったり、また、つましい生活の中でやっと車を確保して大事に乗り継いでいる人も、それなりの年限がたつと、まだ十分乗れるのに税金が1.5倍にもなる。こんなやり方というのは問題だと思います。

たばこについては、決して私はたばこを奨励するわけではないんですが、庶民の、やはりつましい楽しみの一つに特例措置が設けられていたというのは、そういう状況があったから国もそういうことをやってきたんだと思うんです。それをなぜ今、この不況のときに、もうかるお金は大企業の一部にしか行っていないと言われてはいますが、そんなときに、このつましい、年金がどんどん引き下げられている中、そういう人たちしかのんでいないであろうたばこの税率を引き上げるのかというのは私は大いに疑問です。

そういう立場から私は、この国の地方税法の改定に伴う町の条例変更ではあっても、住民の立場からこのことについてはきっちり反対の立場を貫いていきたいと思っています。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 10 分 休憩)

(午前 11 時 20 分 再開)

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第 9 承認第 5 号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第 9、承認第 5 号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました承認第 5 号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、平成 27 年 3 月 31 日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

主な改正内容といたしましては、課税限度額の引き上げのための改正で、負担能力の高い納税者に対し負担の増をお願いするものです。

次に、軽減判定所得の見直しのための改正で、負担能力の低い納税者の軽減の拡充を図るものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 承認第 5 号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の 47 ページをお願いいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴いまして、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、本年 3 月 31 日に専決処分を

いたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

議案書48ページをお願いいたします。

改正の主な内容といたしましては、本文第2条でございますが、医療費分の課税限度額を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金分の課税限度額を「16万円」から「17万円」に、介護納付金分の課税限度額を「14万円」から「16万円」に引き上げるものでございます。

第21条でございますが、低所得者に対する軽減措置を拡大するもので、5割軽減世帯、2割軽減世帯につきまして、算定に用いる額をそれぞれ引き上げまして軽減税率の適用の対象範囲を拡大するものでございます。

施行期日は平成27年4月1日からでございます。

以上、簡単ではございますが、承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） いわゆる国民健康保険税に関する限度額の引き上げの問題ですが、私が知る限りでは、国保税の限度額、以前40万円ぐらいのころから覚えてますけれども、そのときにはこの医療費分、後期高齢者支援分と介護、みんな医療の中にあっただんですね。それを含めてそういう金額でした。ところが、介護保険が導入されて以後、後期高齢者医療も創設されるわけですが、それら区分されることによってさらに一気に引き上がってきたなと私は思ってます。

今回は4万円の引き上げです。ただ、この最高限度額に、今度は限度額が合計85万円になるんですね。国保の場合、この最高限度額に到達する所得というのは結構低い、社会保険とは随分違うと言われてるんですね。その辺考えると、こうやってどんどんどん、国の基準額が改定されたから引き上げていけばいいのか。

ただ、一つだけ言えば、自治体によってはこの引き上げを遅めている、おくらせている自治体もあるんですよ。そんな状況なんかはどうなんですか。

それと、あとの減額措置に係る軽減判定所得の引き上げ、これはいいと思いますけれどもね。ちょっとお願いします。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 今回の最高限度額の引き上げと軽減世帯の拡充というこ

とにつきましては、やはり負担能力のある方については相応のご負担をお願いしたい、あるいは負担能力の少ない方については少ない税で国保事業を運営していきたいというのが根底にありまして、社会保険等と比較しても著しく高いような最高限度額はないものであると認識しているところでございます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 専決第6号、地方税法等の一部を改正する法律によって国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、この中に、今回は課税限度額の引き上げと減額措置に係る軽減判定所得の引き上げ。軽減判定所得の引き上げで税金かかる人が少し減るといえるのは、これはいいと思うんですが、課税限度額の引き上げは、もうたびたびやられている問題であります。

先ほど質問でも言いましたように、国の国保会計のいろんな補助金がやはり減らされる中で、当時は療養給付費の2分の1という負担でしたが、今はどんどん下がっていると。もう3割台のそういう前半になっている状況があります。こういう中で国民の、いわゆる国民健康保険料、保険料ですよね。税にしたのは強制性を持たせるためということで変えてきましたけれども、これらについても私はもっともっと負担能力に応じたことを考えていかないと、今国保に加入している何割もの人たちが滞納しているという実態もありますから、ただ単に負担の公平性、公平性と言いながら最高限度額を引き上げていくのは問題だと思っています。

そういう立場から私は、いわゆるおくらせている自治体もある実態の中を見る限りでは、こう一気に引き上げていくのは問題だという立場から反対の立場をとります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の国民健康保険税条例の改正ですけれども、国の法改正に伴ってということが大事であります、国民健康保険会計は独立採算をしております。収入がなければまた加入者への負担増になりかねないということも鑑みますと、やはり国の指導のもと、健全な会計維持運営に努めるためにはこういったことも必要ではないかと思ひまして、賛成といたします。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第10 承認第6号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第10、承認第6号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました承認第6号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この件につきましては、平成27年3月20日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

概要といたしましては、町有施設による物損事故について、相手方との示談が成立したことに伴い損害賠償の額を専決処分したものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） ただいま上程いただきました承認第6号、損害賠償の額

を定めることの専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案書51ページをお願いいたします。

この案件は、町有施設による物損事故において示談が成立し損害賠償の額を定めましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故発生年月日は平成27年2月15日で、事故発生場所は永平寺町松岡芝原2丁目地係でございます。

事故の概要でございますが、えちぜん鉄道観音町1号踏切を北に渡り町道松岡21号線を右折したところ、除雪によって変形した側溝グレーチングを踏み、はね上がったことにより車体の左前方バンパーが破損したものでございます。

事故の種別は物損事故で、損害賠償の額は9万3,562円でございます。

なお、3月13日付で示談が成立したことから早急に損害賠償を支払う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回、除雪が原因ということでグレーチングよっての破損ということですが、こういったことは多々、可能性としてはあるということ。というのは、特に道路の陥没とかそういったことについては我々も気を使っているわけですし、区長さんからもいろいろ要望があると思うんですが、なかなか町内一円を見回していくということは行政でも難しい部分があるのかなと思います。

他のところでもやっているんだろーと思いますし、本町ではちょっとどうかわかりませんが、例えば町内一円を歩いている郵便局あるいは新聞配達あるいは牛乳配達とかという、日々町内を歩いているようなところに特別にそういう道路のふぐあいがあつたところを行政に直に連絡していただくと、そしてすぐ改善をしていくということをしておけばこういったこともなくなるんでないかなと。共済ですから町の負担はありませんけれども、やはり損害をこうむった被害者の方にはやっぱり余りいい思いがないと思いますので、ぜひそういった対策も

講じていただけたらなと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今ほのご提案を参考にさせていただきながら、町のほうでも職員が現場に行ったときにパトロール等は行っておりますけれども、そういったことも参考に今後対応していきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 起こるべくして起こった事故なのかなと私は思っていました。カラーコーンが立っていたんで、そのはね上がったグレーチングも見たことがありました。

春、いわゆる除雪車でそういうことがあったということで、今、職員の点検なんかがあるんですが、一番わかるのはそれを起こした人なんですね。こつってやったとか。例えばマンホールなんかも出ているところがありますから、そういうようなところへ毎回同じような人たちが除雪に携わっていれば、そういうふうなところは気をつけるというふうなことはやっていると思うんですね。その報告制度をきちっとやっぱりつくったらどうか。それがペナルティとかという問題では不可抗力ですから、それだけでなしにガードレールとか。本当に除雪でガードレールがなくなってしまうとかというのは、ちょっと大変なことも起こり得る可能性があるんで、そこは十分お願いしたいと思うんです。

特に道路の管理については、シャコタンした車が道路の突起物を腹の下に入れて車を破損したというのが裁判になって、道路の管理責任者に賠償責任が出てきたというのがかなり大きい問題になったのが今から40年ぐらい前の話やと思うんですね。それ以降、いろんな施設について気をつけていると思うんです。

それと、雨の降った後の町道への落石、この落石についても腹の下へ入れて車が傷めば、あんまり報告してこないですけども、それも賠償責任が生ずるということになっているんですね。そこらも十分気をつけているとは思いますが、今滝波さんが言われたようなそんなことも含めて、きちっとしたことを整備していくことが安心、安全なまちづくりの一つにつながっていくんじゃないかと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

とにかく、ちょっと変形したところなんかは取り除いたり、コンクリートのやつを移動するだけでも随分違うね。ちょうど曲がり角のところではね上がっていたのがあったんで、そこは大変やと思うんです。ただし、車がかなりのものでないとそれは簡単にはね上がらるのでないかなと私は思っただけですけども、

起こってしまう以上は十分気をつけていただきたいと思います。

何か答弁あれば。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 例年、委託業者への除雪会議等でそういったことも含めて指導させていただいておりますし、今後、そういった連絡体制につきましても徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今回の件につきましては、グレーチングによる除雪車の事故と、そういったことでグレーチングが破損したということですがけれども、今話をお聞きしまして内容をお聞きしまして、私も現役のとき、消火栓のふたとか道路、そういうふうなものも、一般車両もそういったことではね上げたり、または除雪機器がそういったことで事故があったりというようなこともありまして、こういった総合的な、今金元先輩議員さんの言葉を聞きましたら、やはりこの対応、対策につきましては、これは行政ではなかなか無理なんです。全員、全体のそういったもろもろを把握するというのは。やはりこれは地域のこういう守り、地域の自主防災というんですか、そういったものの関連からも引き出して、地域ごとの安全、安心な対応、対策というんですか、そういったものも中に検討していかれたほうがよろしいかなというふうにちょっと感じた次第です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、議員さんから本当にいい提案をいただきました。いろいろな団体と協定を結ぶといたしますか、チェックしていただくとか、また自主防災、区の区長会とかそういったところで、こういった場合はすぐ役場に連絡してくださいとか業者さんからそういった場合もすぐ報告をお願いしたいと、こういったことは早急に検討させていただきまして取り組ませていただきます。

以前からも私、情報推進室等でも申し上げてます、例えば町民の方が穴のあいているところを見つけてスマホで写真を撮って役場に送っていただくとか、そういった新しい機器、また従来のいろいろな組織の皆様にお願ひしながらこういったことに対応できるよう努めてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第6号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第11 議案第37号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第12 議案第38号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第13 議案第39号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第14 議案第40号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第15 議案第41号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第11、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第7号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第15、議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第15、議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計

補正予算についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第37号、永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出では、総務費でふるさと創造プロジェクト事業に係る用地購入費等を計上したほか、自治会が新規に設置する防犯灯に対する補助金を交付申請の実績により増額するものでございます。

民生費におきましては、第6期介護保険事業計画に基づいた地域密着型介護施設整備事業として認知症対応型グループホーム1施設、小規模多機能型居宅介護支援1施設の整備に係る補助金を計上しております。

商工費におきましては、本町のブランド戦略を総合的、計画的に進めるための地域再生計画策定業務委託料を計上しております。

土木費におきましては、中部縦貫自動車道永平寺インターフル規格化に伴う効果促進事業としての永平寺インター関連整備工事及び道の駅整備に伴う地域振興施設に必要な備品購入費を計上しております。

教育費におきましては、松岡小学校体育館の非構造部材耐震化事業が事業採択となったことから予算計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は2億483万5,000円となった次第です。

これらの歳出の財源となります歳入は、国庫支出金、県支出金、全国防災事業債、繰越金等により措置をしております。

次に、議案第38号、永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、平成26年度の実績に基づく精算により交付額の超過が発生しましたので、その返還分2,674万1,000円を補正するものでございます。

財源につきましては、繰越金により措置をしております。

次に、議案第39号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、中央浄化センターの回転円板装置に異常が発見されたため、修繕料343万5,000円を補正するものでございます。

財源につきましては、一般会計繰入金により措置をしております。

次に、議案第40号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、県が施工する南河内川河川改修に伴う大月橋かけかえ工事の仮設橋に仮設の下水道管を布設するための工事費等315万9,000円を補正するものでございます。

財源につきましては、県の工事補償金により措置をしております。

次に、議案第41号、永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

歳出では、同じく大月橋かけかえ工事の仮設橋に仮設の水道管を布設するための工事費等289万4,000円を補正するものでございます。

財源につきましては、県の工事補償金により措置をしております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の54ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に2億483万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,292万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、55ページから56ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、地方債補正については、57ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

62ページをお願いします。

款2総務費、目5企画費、公有財産購入費、ふるさと創造プロジェクト事業用地購入費2,485万5,000円は、誘客・交流拠点施設を整備する永平寺町「禅と食と酒の魅力味わいプロジェクト」事業に係る事業用地796.61平米の購入費を計上しております。

同じく、負担金、補助及び交付金、コミュニティ会館整備支援事業補助金233万3,000円は、3地区における集落センター等の屋根改修工事、トイレ改修工事に対する補助金を計上しております。

同じく、目9防災費、委託料、ケーブルテレビ表示システム改修委託料199万8,000円は、災害時の円滑な住民避難を図ることを目的に、防災行政無線情報をケーブルテレビに表示するために必要となるシステム改修費用を計上しております。

63ページをお願いします。

款3民生費、目4老人福祉費、負担金、補助及び交付金、介護施設等整備事業費補助金7,766万2,000円は、地域密着型介護施設整備事業として、認知症対応型グループホームを1施設、小規模多機能型居宅介護支援を1施設整備するための施設整備費及び開設準備費を補助するために予算化するものでございます。

後段の款7商工費、目3観光費、委託料、永平寺町地域再生計画策定業務委託料1,080万円は、昨年度実施したアンケート結果をもとに永平寺町地域再生計画を策定するための業務委託料を計上しております。

64ページをお願いします。

款8土木費、目3道路新設改良費、工事請負費、永平寺インターチェンジ関連整備工事1,627万2,000円は、中部縦貫自動車道永平寺インターチェンジのフル規格化に伴う効果促進事業として、永平寺インターから国道364号バイパスへの接続工事において本町が施工を担うガードレール設置工事及び案内標識設置工事でございます。

同じく、備品購入費、道の駅備品2,074万6,000円は、道の駅整備に伴う地域振興施設運営に必要となる備品購入費を計上しております。

65ページをお願いします。

中段の款10教育費、目1学校管理費、工事請負費、小学校非構造部材耐震化工事3,569万7,000円は、昨年度より実施している小学校体育館の非構造部材の撤去につきまして、今回、松岡小学校分が補助事業として採択されたこ

とを受け予算化するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、60ページをお願いします。

款13国庫支出金、目4商工費国庫補助金、地域再生戦略交付金1,000万円は、永平寺町地域再生計画策定事業に対する補助金でございます。

同じく、目5土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,080万円は、中部縦貫自動車道永平寺インターチェンジのフル規格化に伴う効果促進事業に対する補助金でございます。

同じく、目6教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金1,189万8,000円は、松岡小学校非構造部材耐震化事業に対する補助金でございます。

中段の款14県支出金、目2民生費県補助金、介護施設等整備事業費補助金7,766万2,000円は、地域密着型介護施設整備事業に対する補助金でございます。

款18繰越金、目1繰越金6,354万円は、6月補正予算に係る財源として平成26年度からの繰越金を計上するものでございます。

61ページをお願いします。

款20町債、目1総務債、全国防災事業債2,300万円は、松岡小学校非構造部材耐震化事業の補助裏分に対する起債を予算化するものでございます。

以上、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第38号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に2,674万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,056万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、70ページから71ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

75ページの歳出から申し上げます。

款5諸支出金、目2償還金2,674万1,000円は、平成26年度の実績に基づく精算により交付額の超過が発生したため、その返還分を補正するもので

ございます。

戻りまして、74ページの歳入につきましては、歳出の財源として前年度繰越金を計上しております。

続きまして、議案第39号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の78ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に343万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,116万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、79ページから80ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

84ページの歳出から申し上げます。

款2下水事業費、目2特定環境保全下水道維持管理費の修繕料343万5,000円は、中央浄化センターの回転円板装置に異常が見られ、修繕が必要なことから予算化するものでございます。

戻りまして、83ページの歳入につきましては、歳出の財源として一般会計繰入金金を計上しております。

続きまして、議案第40号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の87ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に315万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,748万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、88ページから89ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

93ページの歳出から申し上げます。

款2農業集落排水事業費、目1上志比地区農業集落排水維持管理費の委託料75万6,000円及び工事請負費240万3,000円は、県が施工する南河内川河川改修に伴う大月橋かけかえ工事を受け、仮設橋に仮設の下水道管を布設するために計上するものでございます。

もどりまして、92ページの歳入につきましては、県からの下水道管移設工事補償金315万9,000円を計上しております。

続きまして、議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の96ページをお願いします。

第2条のとおり、収益的収入及び支出にそれぞれ289万4,000円を追加し、補正後の収益的収入の予算総額を3億9,357万1,000円、収益的支出の予算総額を3億7,909万7,000円とお願いするものでございます。

98ページの収益的支出から申し上げます。

款1水道事業費用、目2配水及び給水費75万6,000円及び目3受託工事213万8,000円は、県が施工する南河内川河川改修に伴う大月橋かけかえ工事を受け、仮設橋に仮設の上水道管を布設するために計上するものでございます。

歳入につきましては、県からの上水道管移設工事補償金289万4,000円を計上しております。

以上、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第37号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第15、議案第41号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの5件を、会議規則第39条第1項により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長

に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第16 議案第42号 永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第16、議案第42号、永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第42号、永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

道路利用者への良好な休息の場の提供や地域情報の発信による交流の促進及び地域振興を図るため、道の駅の設置及び管理に関する必要な事項について、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定するものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） それでは、担当課よりご説明させていただきます。

議案書の109ページから112ページをお願いいたします。

当該条例につきましては、道の駅の名称及び位置、道の駅に設ける施設、実施する事業及び管理について必要な事項を規定するものでございます。

109ページの第1条につきましては条例制定の目的、第2条では、名称を道の駅禅の里としまして、その位置を永平寺町清水第2号21番地1とします。

第3条は、道の駅に設ける施設について規定しております。

第4条は、道の駅で実施する事業について規定し。

110ページをお願いいたします。

第5条は、開館時間及び休館日については規則で定めることとしております。

第6条から第10条までは、町が管理を行う場合に適用する事項を規定しておりまして、第11条から13条までは、指定管理者による管理の場合に適用する事項を規定しております。

第14条は委任に関する事項、第15条は条例に違反した場合の過料に関する事項を規定しております。

附則では、条例の施行期日に関する事項と準備行為に関する事項を定めており

ます。

なお、指定管理者の指定の取り消し等に関する規定につきましては、地方自治法及び永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、永平寺町の道の駅指定管理者基本協定書で具体的事項を明記することにより規定していきたいというふうに考えております。

以上、議案第42号、永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 今、この条例の目的を見ますと、これはあくまでも公共施設としての捉え方でよろしいんですね。ほんで営業用の施設ではない決まりが、商業施設ではない、あくまでも公共施設という捉え方というんか、考え方というんか、捉え方、公共施設ですね。そういうことですね。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） あくまでも町が設立する公の施設という考え方でございます。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 9条と13条、これは9条の場合は直接、13条の場合は指定管理者がした場合ということでちょっと今説明いただきましたが、この使用料が発生するというのはどういう、例えばこういう場合に使用料が発生するという、想定でないやけど、町はどんなのを考えておられるんでしょうか。例えば農産物を地域の方が、そこでちょっと一部を借りて販売したいという場合もその使用料を取るのか取らないのかということもあるんですけど、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいです。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 第6条からの使用に関してにつきましては、この当該公共施設を町が直接管理をする場合に、例えば道の駅の施設を別の目的で使用したいという方がいらっしゃった場合に使用料を取るといような形の規定でございます。また、今ほどおっしゃいました農産物をそこで販売したいとかというような場合につきましては、今回、指定管理者にお任せするという形ですけれども、

指定管理者との農産物の生産者との委託販売というような形になろうかと思いません。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） どういうことを想定してこの使用料が、 のところに発生するという、例えばこんなものには発生する。ただ、かもしれないという考え方、かもしれないという言い方は悪いんですけど、今後想定されるから、何が出てくるかわからないからこれを設けるのか、例えば町としてはこういうのが使用料の対象になりますよということがあるんならばちょっと教えていただきたい。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 想定されるのは、県の施設も含めて道の駅、町の施設を開設するわけですけれども、県の施設の中の休憩所を、例えば何かの展示会場として使用したいとか、そういった場合にその施設の使用料が発生するというふうなことが想定されると思います。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第16、議案第42号、永平寺町道の駅設置および管理に関する条例の制定についてを、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第17 議案第43号 永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第17、議案第43号、永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第43号、永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は3点でございます。

第1点が題名の改正で、「給与」を追加し、「永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に改めたこと。

第2点が、第3条の任用で、資格要件として大学生等の入団促進を図るため、通学する者を追加したこと。

第3点が、公務災害補償及び退職報償金を追加条文として条例化するものであります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明させていただきます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） それでは、議案第43号、永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、追加の説明を申し上げます。

議案書の113ページでございます。

改正点は3点ございまして、第1が題名の改正、「永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」となっておりますが「任免、」の後に「給与」を追加するもので、条例の中に報酬、旅費等の条文があることから「給与」を追加し、「永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」とするものでございます。この件につきましては消防組合 の条例でございましたけれども、改正前の題名でございましたが、国の準則に合わせるため、今回改正をさせていただきます。

次に、第3条の任用で、大学生等の消防団員への加入促進を図るために、消防団員の任命資格として居住者及び在勤者に加え在学者を加えるもので、第3条第1号を「永平寺町消防団の管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者」に改正するものでございます。

次に、第14条、第15条は、永平寺町消防団員の公務災害補償及び退職報償金について、これも消防組合時から現在も福井県市町総合事務組合に委託をしておりますが、消防組織法第24条、第25条に「条例で定めるところにより、」

と明記されていること、また国の準則におきましても条文化されていることから、今回、消防団員の公務災害補償及び団員退職報償金の条項を新たに追加させていただくものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第17、議案第43号、永平寺町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第18 議案第44号 指定管理者の指定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第18、議案第44号、指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第44号、指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町道の駅の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） それでは、担当課よりご説明させていただきます。

議案書の114ページをお願いいたします。

今般、地方自治法の規定により指定管理者に管理を行わせる施設につきましては永平寺町道の駅禅の里で、指定管理者に指定する団体の住所は、福井県吉田郡永平寺町大野島第2号14番地。名称は、株式会社きらり、代表者は代表取締役、鈴木茂喜氏でございます。

指定する期間につきましては、開設の日から平成32年3月31日までとします。

以上、議案第44号、指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第18、議案第44号、指定管理者の指定についてを、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第19 議案第45号 小型除雪車（ロータリー）1.5m級の取得について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第19、議案第45号、小型除雪車（ロータリー）

1.5m級の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第45号、小型除雪車（ロータリー）1.5m級の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

狹隘道路や歩道の除雪体制の拡充を図るため、小型除雪車の購入に係る入札が5月26日に執行され、契約相手方と物品購入契約を締結するに当たり契約金額が1,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び永

平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額、契約相手方等につきましては、この後、担当課からご説明させていただきます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） それでは、担当課よりご説明させていただきます。

議案書の115ページをお願いいたします。

契約相手方と物品購入契約締結をするに当たりまして、地方自治法及び町条例により議会の議決をお願いする契約の概要でございますが、名称、数量、小型除雪車（ロータリー）1.5メートル級、1台。契約方法、指名競争入札。契約金額2,322万円、うち消費税相当額172万円。契約相手方、福井県福井市文京1丁目37番6号、岩崎工業株式会社、代表取締役、岩崎茂雄でございます。

なお、小型除雪車につきましては、上志比地区の町道牧福島藤巻線や町道花谷牧福島線の上志比地区区間の歩道及び野中、轟等の狭隘道路の除雪対応を考えておりますけれども、細部につきましては除雪計画策定の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上、議案第45号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第19、議案第45号、小型除雪車（ロータリー）1.5m級の取得についてを、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第20 議案第46号 小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第20、議案第46号、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第46号、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

消防団の車両及び資機材の整備により消防団の充実強化を図るため、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の購入に係る入札が5月11日に執行され、契約相手方と物品購入契約を締結するに当たり契約金額が1,000万以上となりましたので、地方自治法第96条第1項8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額、契約相手方等につきましては、この後、担当課からご説明させていただきます。

以上、提案の理由とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） それでは、議案第46号、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得につきまして、補足の説明を申し上げます。

議案書の116ページをお願いいたします。

この入札は5月11日に執行しており、取得財産の名称、数量は小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車1台で、契約の方法といたしましては指名競争入札で、契約金額が1,015万2,000円、うち消費税相当額が75万2,000円でございます。契約の相手方は、福井市春山1丁目7番19号、栄冠商事株式会社、代表取締役、長谷川高士氏でございます。

この車両は、消防団の第1分団、上志比東地区管轄に配備するもので、車体の車種は1トンベース、B-3級の小型動力ポンプ及び救助資機材を搭載しております。また、納期につきましては、契約日より6カ月以内となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

日程第20、議案第46号、小型動力ポンプ自動車・救助資機材積載車の取得についてを、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

(午後 0時22分 休憩)

(午後 0時22分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

なお、明日3日から7日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、明日3日から7日までは休会することに決定しました。

なお、8日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 0時23分 散会)